

# 第116回 革命の終了とナポレオン

## 1 ロベスピエールの独裁

・国民公会において、実質的な政府の役目を果たしていた（ ）は、ジャコバン派（山岳派）の（ ）によって支配されていた。  
→次第にロベスピエールによる独裁体制となっていった。

- ・ロベスピエールは、元王妃の（ ）、ジロンド派を処刑した。  
→さらには同じジャコバン派でも考えが違う（ ）やエベールなどを次々に処刑するという、（ ）を行った。  
→しかし革命戦争が有利になり、革命によってある程度の土地を手にした人々は、これ以上の革命の激化や独裁を望まなくなった。
- ・また保安委員会には反ロベスピエール派も多かった。



ロベスピエール

元々は弁護士をしていた。賄賂を一切受け取らず、異常なまでにマジメな性格だった。死ぬまで童貞だったといわれる。



マリー=アントワネット

ルイ16世の妃。フランス国民に、「オーストリア女」と呼ばれて嫌われた元王妃も、ついに処刑された。



ダントン

山岳派右派。人間味あふれる革命家。ロベスピエールとは違い、金と女が好きな豪快な性格。堂々とした最期であった。

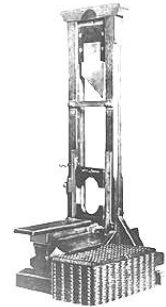


エベール

山岳派の中でも急進派(左派)。民衆には非常に人気があったが、過激すぎる思想が彼の命を縮めた。

### <人道的処刑器具>

- ・国民議会の議員で医師のギヨタンは、人道的な立場から苦痛をとまなわず身分を問わない処刑方法を提案した。  
→この器具は、発明者の名前から（ ）と呼ばれた。  
→革命裁判所による簡単な審理で、次々に処刑が行われた。



## 2 総裁政府の成立

・恐怖政治を続けるロベスピエールは、しだいに孤立していった。  
→1794年7月（革命暦テルミドール9日）、クーデタが発生してロベスピエール派は逮捕され、即刻処刑された。  
※これを（ ）（テルミドールの反動）という。

☆総裁政府（1795年10月～1799年12月）

- ・1795年8月、（ ）（共和国第3年憲法）が制定され、制限選挙の二院制で5人の総裁からなる（ ）が成立した。
- ・しかし王政復活を目指す（ ）や、私有財産の否定を目指した（ ）による武装蜂起未遂が起こった。  
→総裁政府の政権はまったく安定していなかった。  
→人々は再び強力なリーダーを求め始めた。



バブーフ

元祖共産主義者と言っ  
ていいだろうか。「フ  
ランス革命は、金持ちと  
貧乏人との戦争なの  
だ!!」

### 3 ナポレオンの登場

・( )は、コルシカ島で貧乏貴族の子どもとして生まれた。  
→1784年、パリの士官学校に入校して軍人としての道を歩み始めた。

- ・1796年、上司の愛人であったジョゼフィーヌと結婚した。
- ・1796年、( )の司令官となり、オーストリアに圧勝した。  
→カンポ=フォルミオの和約により、第1回対仏大同盟は解消した。
- ・1798年、イギリスとインドの連絡を絶つため、( )を開始した。  
→イギリス首相( )の提唱で、( )が結成された。  
※遠征中、アレクサンドリアの近郊で( )が発見された。  
→( )によるヒエログリフ解読のきっかけとなった。



「アルコレ橋上のナポレオン」

アルコレ橋でオーストリア軍と戦ったナポレオンは、総司令官であるにもかかわらず、銃弾の嵐の中を突っ走った。ナポレオン伝説は、このイタリア遠征から始まる。このころはまだ痩せていてカッコいいですね。



イギリス首相ピットフランスと戦うことに、全生涯を捧げた人物。フランスからは「人類の敵」とまで言われた。



シャンポリオン  
語学の天才であったフランス人のシャンポリオンは、ロゼッタ=ストーンをもとにして、ヒエログリフの解読に成功した。現在は大英博物館に所蔵されている。



### 4 統領政府の成立とナポレオンの独裁

・1799年11月(革命暦ブリュメール18日)、ナポレオンはクーデタを起こし、総裁政府を倒した。  
※これを( )という。

☆( ) (1799年12月~1804年5月)

- ・ナポレオンは( )となり、独裁者となった。
- ・1800年、( )を創設した。
- ・1800年、再度イタリア遠征を行い、オーストリアを破った。
- ・1801年、ローマ教皇と( )を結んで  
和解し、フランスはカトリックに復帰した。



「サン=ベルナル峠を越えるナポレオン」  
ダヴィド作の有名な絵であるが、実際にナポレオンが乗っていたのは、馬ではなくラバであった。

- ・1802年、公教育制度の整備を行った。
- ・1802年、イギリスと( )を結び、第2回対仏大同盟は解消した。  
→国民投票により( )となった。
- ・1804年、私有財産の不可侵、契約の自由などを規定した( )  
を制定した。